

最高裁秘書第594号

令和8年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法研修所教官室内で共有されているマニュアル（最新版）（自由と正義2025年3月号60頁に記載されている、石黒清子元司法研修所民事弁護教官の「教え方についても、漏れなく一定のレベルは絶対に確保されるように、事前に教官室内でマニュアルも作成しているので、教え方についての心配はいらぬです。」という発言参照）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年7月9日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第65号

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）